異本落穂集

十ノ二

元

和書門
類 三四三八八
號 一〇九
函 四
架 五
冊

内閣文庫
和書
類 三四三八八
號 五
冊
函 一〇九
架 二

内閣文庫

番號	和	34388
冊數		5(4)
函號	170	93

甚五

国立公文書館
National Archives of Japan

治穂集　寸寸

一　[illegible]の流れ[illegible]伏見の城をこの頃元の御[illegible]軍を
[illegible]ふ[illegible]あやまりなれば留まる人の
[illegible]て持にと定めしかの九州[illegible]西の九州
四方[illegible]人[illegible]に任せられ名護屋の九州[illegible]
の九州[illegible]肥後[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

相深田秀家長束大蔵大輔両人相加七月十四日大垣を出勢
致ひとく家康の人数三万九千餘の先鋒ふ毎御ゝ
陣して名高せ長と定東方ハ伯耆中納言長束大蔵大輔
相の諸本の者五十組西ノ方ハ浅野弾正少弼長政弘田中勢
濃浅野左ハ小西摂津守行長島津兵庫頭義弘宇喜多
中納言秀秋筑前宰相小早川中納言秀秋九列ん
相家ひとく又西三成ハ毛利輝元の軍勢と一日ハ大垣ハ出勢致
両人ハ毛利輝元の軍勢と一日ハ大垣ハ出勢致
しれた城主の者ハ浅野方ハ浅野左ハ城主の家ハ出ん
方ハ地名世初会戦の名前庵ハ家ハ
中ハ生とん者ハ信ハ或日濃浅左ハ家せ代り
の時ハ生とん者ハ相手ハ家ハ城ハ間ハ勢と率ハ自分

ハ云ハして濃ハ出ハ浅ハ三成ハ家ハ家ハ人数を
地名中大垣ハ者両人ハ家ハ大橋ハ家ハ
ハ者ハ者ハ眼ハ敵ハ信ハ小勢ハ家の一戦ハ
加ハ人ハ人ハ切ハ者ハ人数ハ城ハ引揚ハ
濃ハ者ハ者ハ入ハ城ハ人ハ者ハ城ハ近ハ
退ハ浅ハ屋ハ地ハ者ハ浅地ハ者ハ者ハ
ハ濃ハ者ハ者ハ退ハ者ハ者ハ者ハ
ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
別ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

の中に有まきの家中忠臣に成て書面に大借ふに陳の
迫る会に義理に成ふ出ふ行て成事と成て人くふ寄仕
てく成ふ成ふ成て成ふ成ふ成ふ

この後、年送れて、自分大あに安人の者共大きに強き甲冑の者
四十人ばかり、今度の合戦に、大の者どもを揃へ
合戦をなさんと、あつまり、自分を頼み、法華、お願を
攻のおとをなし、名を法華処に留めたる刑部法印
杉の丸に成敗を細めて和睦の取扱をなしたる
御内に行きも同意して、なるの勇者にてみて法華一
同に攻入り、杉の丸を竜り、老若四郎の敵のために悪く
討きはたらき、法華上様行方なく、討死なし、法華法華十郎
八生捕と成り、後日大坂に於て法華、久後、尾九八筑前
中納言秀秋の軍勝に成入を杉本太郎兵衛門、出法自分
法華、お御く、秀小秀秋の家人、法華南部田治部太郎
あんれ討して、法華法華の首を取り、この九八治

津義弘、法華、法華、杉本、杉本、杉本

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後に幸氏を[illegible]
と云ふ説あり[illegible]
由来[illegible]
又[illegible]
[illegible]
他[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

慶長三年　内府ちかい法列衆と法あれば法度なく毎度
内侍菊亭殿内書内侍ニ[illegible]
思召ふ[illegible]の文子侍[illegible]
おなじ[illegible]の法度将軍家の御[illegible]
内侍ゟ村[illegible]
いつとても[illegible]
いへい今日も[illegible]
の侍をいつまでもとゞめ[illegible]
[illegible]

侍をもらきひ[illegible]
の[illegible]
内ゟ[illegible]
中へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
内府出[illegible]
[illegible]
汗を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
えきおろそかに成り岐阜の城一つをの攻落とあるうらうらそれ相
を送り所々焼ぬるき仕形とて 内府の内下ゝ[illegible]
[illegible]と面目次第もなく[illegible]事[illegible]又[illegible]出る内延引あるべきも
いそがれとなく高山に能まで[illegible]ハ二三日も高地逗留あ
らまき岐阜の城を攻落し[illegible]の様子を[illegible]尺[illegible]信濃[illegible]
いとゝ義父中川瀬右衛門殿ハ[illegible]方ハ[illegible]陣所に岐阜城を撰[illegible]
[illegible]尺也一所の使者[illegible]様[illegible]
[illegible]名[illegible]の[illegible]義[illegible]方一番
[illegible]しとの中ゝ[illegible]正則ハ[illegible]義[illegible]方一番
[illegible]逗留あれ[illegible]を[illegible]
[illegible]

二日に岐阜城攻のお法様[illegible]
以後ハ旧紀[illegible]事[illegible]あ[illegible]逗[illegible]
[illegible]昌[illegible]二日[illegible]入[illegible]正則の方[illegible]内[illegible]
中ハ今度一[illegible]方[illegible]
[illegible]を味方[illegible]入[illegible]
細川藤中[illegible]信[illegible]海[illegible]秀[illegible]味方[illegible]入[illegible]
[illegible]かゝり岐阜の城を攻[illegible]
なゝ[illegible]を送[illegible]
[illegible]内府[illegible]
今度の[illegible]
[illegible]
[illegible]

法王の事にも江戸表へ送れ立て[illegible]
[illegible] 内府公中納言[illegible]
神をたのみ[illegible]
[illegible]
大坂城豊太閤の三城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 豊中納言秀信の後を命[illegible]
内府公大坂より[illegible]
此侍大将[illegible]

酒宴遊興[illegible]
調[illegible]
中老を[illegible]
を呼集め[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ため、去る人を以て一統とし、天下の武士の奉公の事
は、諸事、内府へ御相談なされ、内府へ御意を以て
御事を御決定なされ、今度上方へ切腹の御意を以て
よハ度ひやう数の方を以て御相談なされ、毒酒の儀を
ふく川御家ハ厚く内地を御ゆるしなされ、
御一門をとやうへハ秀信殿ハ安芸へ
被遣、其外諸侍ハ、其つゝ人に成きすれ共、
一徳斎と申出る人を呼ハ、七人の内
三人の者ハ一旦秀元の内へ
内ためをなし、後ハ諸国へ
一統と申ハ日本国西二つに成き天下分ケ目北軍なる
もてやかをなし内ハ上方勢ハ秀頼の大軍なれ　内府ハ

然る間八月の末頃より東ハ関東方の
諸大名の後ハ内府へ一味なる
ハ九州筑前黒田長政の兵中ハ
ハ内府方へ
奥羽ハ上方へ一味
家運ハ
内府
ふて
秀信も
同人の
秀頼の軍勢を
内府へ一味
秀頼の軍勢を

中略加て江戸表に御出馬の思召を以て
人数を分て海陸に分て毎人の出発の日を中
人あり其内に海陸に入物と本道に而毎人数隊を
分物と分て高田徳島流津藤堂の以上海員の
て大関口中村の人数と分て海陸の兵隊に
いて毎人の部隊に分て毎人に部隊を
兵隊を出発の而毎人に部隊を指揮
き隊に此部隊を分て毎人に同じ中隊長と言一味と
是以の部隊に中軍に毎人に毎人の中に毎人に毎隊に
て大坂表に中軍に同じ同じ隊 同じ隊に一味
の中に見物に出張して指揮を出張して事に陣の出
兵隊波阜の地を出張しの中に居る人員に有り

隊と中の者の隊に対本道に毎人に部隊
に波阜に高田に出張に毎人に部隊
隊に対に出張に毎人に部隊に
部隊に対して上京に毎人に部隊に
毎人に部隊の部隊に毎人に部隊に
一 大波阜の地の隊に毎人に部隊に
毎人に部隊に出張に毎人に部隊に
隊に出張に毎人に部隊に
大分に毎人に部隊に
毎人に部隊に

の協を為さい輝政を二の丸と為人の長い拾万の話小の
北の陣所を拵て　内府ちかの為に陣を張て事を云ふ為の
軍備をゆみて　ハ云そしてこれをの大勢小勢と大名也由り只向
事と成こ掘を此事を嘆のやうにこれ有大名掘を拵ふ乃
協掘く掘をたてし協ふ長のお伝て事無その人数割の長
てさしたる人拵ゆ中山附浮知多人就長ゆ中山附別
長の長の人数多ゆを云等ゆハ大名等ゆ拵ふ等ゆ拵れ
大山の掘く掘をこつ掘ふ長ゆ通ふ入れ掘ふ拵ふいて
この長こ行て行ゆ長ゆ長ゆ通ふ長ゆ作ハ大名作
掘ゆ作て大山の掘く掘をとしてこ人数割事ゆ長
お所ゆとしは流い四郎の長ハ長遠こ元　大徳院様流
代ハ旗本く元ゆ長ゆ大名ゆ長ゆ義ゆ若き附ハ長ゆ正ゆ長ゆ

とゆ云ふ波阜協責の別ハ福島正則方ゆ長ゆ大名ゆ
掘て流ゆ長ゆ長ゆ長ゆ中山ゆ長ゆ長ゆ長ゆ
山ゆ長ゆ長ゆ長ゆ中ゆ長ゆ長ゆ長ゆ長ゆ長ゆ長ゆ
一　山ゆ長ゆ長ゆ長ゆ長ゆ長ゆ長

城中ヲ志奥ノ家来ヲ無数ノ行徴ヲ一正寺法志
摩ヨリ薩ヲ経ハ筑ヲ至法京極行法ヲ云并伊
ヲ経カ出法秋葉ノ法ヲ経ク敵地ノ民屋ヲ放火シ
て左右流ヲ渡リ掛ル此日輝政法地幸長同對ル
ヲ一ヲ馬ヲ民一柳豊前豊ヲ出ル田川ヲ命ヲ
法阜ノ城ヲ市ヲ城ヲ市ヲ三ヲ此人数ヲ新加納ヲ出法ヲ
川端ヲ海ヲ向テ おゝん手一柳豊前ハ日前ノ城ヲ
ヲ法て川ノ流リ沢ヲ川ヲ法ヲ一毎ヲ川ヲ流ヲ今ノ流ヲ
海ヲ出ヲて輝政ヲ法ヲ法本法ヲ出ヲ始メ本中一同ヲ乱
ヲ海ヲ法ヲ舟法地ヲ始メ本ノ軍勢ヲ川ヲ法
向ヲ此ヲ地ヲ城ヲ此城軍等ヲ法地ヲ持て此ヲ法
くとゝ入ル大軍ヲ法ヲ押掛ケられ悪ク為ヲ法て門ヲ

仮法ヲ勢ヲ法ヲ池田海ヲ法ヲ出ル田ヲ法ヲ此ヲ城ヲの
明勢ハ新加納ヲ法ヲ抜ヲ法て法ヲ戦ヲ法ヲ入ヲ法て法阜
の城中ヘ門ヘ掛ル向ヲ本ノ法ヲ新加納ノ中ヲ合ヲ中
敵ノ首七百余ヲ法ヲ法ヲ輝政江戸表ヲ法ヲ上
ヲ法ヲ大島九ヲ法ヲ法ヲ也ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ
向ヲ本ヲ法ヲ掛ル向ヲ法ヲ面ヲ法ヲ新加納表ヲ
法て法ヲ首尾ヲ法ヲ法ヲ中ヲ此ヲ法ヲ敵勢ヲ法ヲ
本ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ
も掛ル此面ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ
の城下ヲ人数ヲ押法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ
ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法ヲ法

おゐて陣を張る処に搦め捕れ首打輝政を初め長谷
川一国を攻る所の人数四万八千騎余り吉村又右衛門
人中分たる由にて法勝相模と云て二人共に
大なる焼を分て焼山に引き攻る事斯の法勝
の法軍勢八千に引き攻る事斯の如く水の如く攻
来る所の者不思議水の如く攻と云大なる
清田の峯家臣坂中に於て防戦をなすと雖も大軍
なりしもの通に攻る事斯搦め捕れ坂中に於
て降し法勝を法勝寺の丸に搦め捕れ法勝
大腹に成て芸州に下向三成方より加勢として相原長
右衛門尉たる所の人を首打として敵人数を
守り法勝清田を長谷支幸也家中の者一人も攻る
を見て搦め捕れ法勝一国に攻寄せ大勢に乗入り搦め捕れ
首を取る者多し大なる法勝一国に攻寄せ大なる法勝
攻入り行き先に出張し相原長右衛門を法勝
長谷部人数九千法勝の川原に出張たる時に二の丸と云て後
まで丸、家ありしを長谷部人数甲分に
首を付て二の丸に出張し相原長右衛門
待受け高り体の首を奪ひ取て体所々に海陸を持て
入て名を付て名を付て一柳豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸
幸いにて名を付て名を付て豊前守
法勝を大なる者と云て法勝を長谷支幸

坂をかたらひて幸長に合戦を遂ぐべき旨
我が方へ申されこれ有り候ひ
なれば幸長に内通をなして恢復
を計り一柳監物を亜相秀信
樹下に軍勢を悉く攻寄せ
二三の曲輪を抜く加藤
郡功を以て協力なる輝政の一族
輝政の一族なれども秀信の
正則の方へ陽来して
ふ抜て加藤
さの方正則迎撃
とを副へ味方に
家臣に任将一番に中に秀信を助命と
なる所の抜ける所の秀信
の陽に主家のふり者と
まで信長に嫡孫と
流中に問に信長
なれば正則
八幡田を見
備に
ふ秀信の
秀今の
所に

して行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきやと城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式
出て行方不明になりたるに付き城代より
元の事等正則と輝政の事倫とを正則に城を乗取り
申命あるべきに城を明渡すべきものと申渡し
申命の旨城の方城を明渡すべきものと申渡し
結元申和いたさざる方なれば又輝政の命令あるべきに
と云へば我が城を一寸毎に城内へ入れるべきに非ず
なきに付き元は古法を復せば城の者に我が命令しても
なる者は捕へたる捕へられたる者しても面倒の
うまひる捕へられたる者しても事件倫の者なれば
きもと同てあいさつもせず事件を知らざる者
正則輝政二人の方へ出られたる方正則の先き行方
をそなへ方に方式方式方式方式方式方式方式方式

実ハ西人流行ハ色々あれ共この中ニ輝政の事ハ人々ともに知られたる事ハ輝政秀家等を出ハ為ひ方ハ時利を得ハ行ハ為ハ為ハ為

敵と戦ひ川向この岸に上がり川を渡して戦をと
この絵ハ又ハ敵ニ川を越さセ陣会戦の方よりうちこむ其
方ニハ敵ハ川ニ向ひ又ハ川ハ敵ニ対して向
会戦ハ第一の敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
時ハ陣ハ事ハ敵ハ中ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵中ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハん　内府ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
川ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
川ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ

海ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
海ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
軍ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
方ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
軍ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
軍ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ
ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ敵ハ

して敵を進めるべきと川揚中山とも
大郷戸表の一戦の時分世上流布の四死者とハ荒木
七右衛門と村田吉兵衛と荒木辻助兵衛と後藤源蔵と
東表の時分敵の内から呼出したるハ
一九月朔日四番目組の時分に出る為ハ
山内清左衛門殿と前橋主水殿先番ハ川合
山内清左衛門殿と前橋主水殿と寺内と
神田の社内にて内ふきの石子にて三番目の時
敵方ハ三人ハ内ハ拾人前橋主水殿ハ拾人
内ハ拾人、内ハ拾人ハ敵ハ無和尚大門と内近よ
内出ハ内同じ和尚堂内ハ内出ハ拾人
内出ハ内同じ和尚堂内ハ内出ハ拾人
為ハ為ハ内ハ今ハ世上流布ハ死記録ハ和尚堂

一

ハ拾人ハ内ハ内ハ内

法、宗門を信仰する婦人、出家を願ふ者、
備前備中両国の人々、今度の戦に
敵人に手向ふ仕様、
いかなる上面御故の仕様とも
出されず深夜に及ぶ
後を固めの為に
味方此方軍を勇て陣を油断なく
与兵の人数を出
ふの先に方法の夜討を
出さるべし 秀忠の
敵を
元をんの鶴山に法陣
法陣元はまた一町計も
焼き白海法を
有り合せて夜番を
を招き寄る法陣
夜討を
度を
を焼
しを
のを
いかに
多く
中せ
竹木の
法、宗門を信仰する婦人、出家を願ふ者、備前備中両国の人々、今度の戦に敵人に手向ふ仕様、いかなる上面御故の仕様とも出されず深夜に及ぶ後を固めの為に味方此方軍を勇て陣を油断なく与兵の人数を出ふの先に方法の夜討を出さるべし 秀忠の敵を元をんの鶴山に法陣元はまた一町計も焼き白海法を有り合せて夜番を
を招き寄る法陣
夜討を
度を
を焼
しを
のを
いかに
多く
中せ
竹木の

を立てうかがはんとおもふに付て敵を討出すの付れをもて
物陰たるべき門を示し弟子ども測れ
ハ法をもて向ひ合ひに対物陰を知りて侍
て少強和の手士戸田主手の手沢典弦新蔵秀平衛 中小助
六郎日市左つ高橋左右近 助左衛門 戦功
をたてたる人々 御高恩の七人 元とやはらとも芸大夫保
お横手法野寺内 高橋左右近 物陰
多勝のうをもて見人の同時に門を示し 無勝 ものに
御当方の門を吟味 御つとくまして 近付なおるの
けもをし 屋宣義の林のやうなるの 周の手をもて
法地をおもうを法を法をもて 拍子 ものに付なる御

碑昌寺村大夫門を開き一番 寄て
ひに付 法方此法 引退 初法立の去
立手 御手のため 討 御 方此法 御
手を付 手 手 此 の 法 法 御
第九 強 法 御 物 引 入 此 法
手 と 此 中 知 手 人 の 知 手 少 て 御 人
物 を し 剣 中 の 高 の 去 高 の 去 不 進
法 地 を 剣 法 法 を 法 法 を 法 法 を

紙に出るあとの御あらためを方法の高地をもって
出て行列、あるいは御お板の法度に行よう法
に寄の儀と者に敬てハ社を立、この中ごとに世俗新法
ハに諸出ならぬ御ハ有あり、寄者出ハ仕方安方に紙方の法
ごとハ方、きに者の儀ハ御あらため出たつ者者の紙
きに寄らぬ紙ハ御ハ紙ハ御ハ方ハ紙ハ御ハ方ハ
為に式表御ハの儀ハ方者者ハ仕ハ方ハ
紙ハ方たつ中ハに中ハ中ハ御ハ武器
ごとに者に寄ハ人紙ハ仕ハ中紙の儀に寄ハ方ハ押ハの為中ハ人数を
御ハ方ハ御ハ御ハ御ハ行時ハ中ハ上方ハ方ハ向ハ者
れに寄ハ者ハ紙ハ者ハ紙ハ紙ハ者ハ紙ハ紙ハ

に味方に人数ハ者ハ御ハ者ハ御ハ者ハ
紙ハ方ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
ら紙ハ上方ハ中ハ紙ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
方中ハ人ハ 乗ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
紙者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
出ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
紙ハの儀ハ者ハ紙ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
ら紙ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
紙者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
中ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
中ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

こゝ毎年にてハ云ふ迄もかゝることあるべしとも云ふ事ハ出ぬ人数を
出し行橋の渡口迄行き及ひたるとも

一 同月十三日彼岸へハ玄蕃ハ拾四処厚見郡
西長村善四郎山立法寺此所ハ信濃ちき成柳を見へ人ハ群
のかゝる清流絶無て出を出ハ流れ出ハ出ハ出を
見るやうに大勝ハ我〳〵ハ出ハ出ハ出

なきいとまかくさせ我れ此方を第一とする義を見る
の功をなすべき所なれども所詮なくしく
仕出ひ自然如何して一方の仕方をやとれば
立向ふ所なし

一九月十四日の夜半に入り田原表に出張
出来る先手を進む如き多人数附出張の仕
出来みなこれ有る故加藤に出張
以ての外なれとも出張あるべきの所へ
所れ陣元をなれ十三日に到り山本陣より四町程
隔て山之内方陣元より公儀の旗本の陣
会陣元をなれとも紀州の旗本
大垣の御番より乙田より老隊
大垣近藤を仕出し深田家に掃部助仕る首

將ゝて毎日人数相繰門を深り敵人をふせぎ
を防ぎ申村一家陣のゆうるゆるより行田家
とやとに二月奇り者ゝ者るもの相の指ふく一番みせ
田ゝ此をおそれ二三人も殺ひ為ゝ陣地あり高見
書等を見て中村ゝ此を我もくと地名山へ家を地一
文物田荒田近なるとも押寄せ三度ゝ陣寄せ
ゝ此を仕ゝ林中仕出来ゝ去を初め家人を
深田家にて八田ゝ指ゝ為ゝ指寄せ
等を初め八百余の者ゝ者ゝ来れ乙田ゝ仕長陣を蒲生
仕申おくりて本戸一家村の敵陣を仕長を見て中村
ゝ此を見ゝ家ゝ有り田此陣ゝ有と見てゝ大垣勢乃
近仕出と近ゝ一家村の仕出ゝ一陣を記ゝ

浜地を新掘り干拓する百人余り行ゆくふ法を新て実をうしなひ中村の博徒等殺害し大勢置とをし御成会年
たつを防ぎ新田をおこすとをいふ中村勢後より追ふ来れ
引元に別邸一名新田小今は大三つ新田と云ふ者の二つ
国子地馬市と川の流を掘立助軍の味方を制し新田を
ひらくこと多年振合相違とて大なるあけ山に汲
の報国近国まで来たりて新田呼を立て方に向て引
返すいふと知を意い国近所稲沢と新田小村と両
史引返を中掘て川を面乗越し新田小村と両
山自分も注されてお御山ある面の家来海小市ち
とや去のおを山浜地とあてうてる言山を徳下の侍松村
浜小立等新田の死罪を引みのうんと浜山に行ご面

うち見れ去年の事ちに新田の国をの帯を切り絵
斗をれ国山海して乙面の貢とれ山を中村の
百人中村新小河の毛新小ちとや去を泊ちて大小人新死
いさ中村の一日既に浜地おそ新小人新死
あり新毛の寺毛の寺毛の新田の新小人新毛山毛も稲沢を
堀池ちに山毛の今の制れの新立あを掘橋山国
とを寺て稲沢小ち今毛ち馬ちに戦ひ小ち方る
ち下ち高く組ち新小橋山稲沢を組みせて上ち
毛ちち山ちを毛ち毛毛ち橋山の国毛の編嶺
とれて引ちに山ちを下ち毛ちて稲ち毛ちて貢とかれ
浜ち沢と橋ち面人ち毛て毛ち里毛ちを毛

[illegible]
切合に間まなくとハ指ゆゑ首を元て立ち件の旨おゝ[illegible]
とも切敷〳〵を首とハ馬の[illegible]法有指ゆゑ首をとるゝと
より下ケ自分の強あく指事法なしハ[illegible]有馬[illegible]
れ返て池ケ[illegible]中村[illegible]
四郎[illegible]
[illegible]
[illegible]

て御ふ所ていの様子北者をとも家臣ゟ家来ゟ深田
新ゟ御ゟ移り知多郡ゟ来る二面ゟ来る者ハ落た丸蒲生伯中
右人ゟ御ゟ知ゟ

一中村ゟ北者ゟ注進ゟ

こゝゟ内府ゟ使ゟ御ゟ川元ゟ注進ゟ株瀬川ゟ海ゟ
ゟ内ゟ敵ゟ近ゟ地ゟ注進ゟ無ゟ段ゟ之ゟ
あき之ゟ見ゟ之ゟ内ゟ敵ゟ近ゟ注進ゟ無ゟ之ゟ
一稲沢ゟ注進ゟ無ゟ段ゟ之ゟ

ゟ人ゟ内ゟ敵ゟ近ゟ注進ゟ無ゟ段ゟ之ゟ
首ゟ元ゟ立ゟ去ゟ之ゟ

共ゟ御ゟ知ゟ馬ゟ元ゟ中ゟ内ゟ何者ゟ
ゟ内ゟ毋ゟ元ゟ

みゝゟ内ゟ旗ゟ者ゟ御ゟ知ゟ御ゟ挑ゟ首ゟ動ゟ之ゟ人ゟ感ゟ
北者ゟ首ゟ内ゟ別ゟ挑ゟ之ゟ首ゟ御ゟ家ゟ人ゟ
御ゟ内ゟ塚ゟ尾ゟ信ゟ濃ゟ毋ゟ元ゟ首ゟ一ゟ御ゟ家ゟ
御ゟ内ゟ者ゟ者ゟ首ゟ内ゟ者ゟ私ゟ家ゟ首ゟ
内ゟ味ゟ方ゟ御ゟ生ゟ者ゟ内ゟ内ゟ面ゟ
中ゟ内ゟ首ゟ内ゟ村ゟ内ゟ人ゟ中ゟ内ゟ御ゟ内ゟ面ゟ
友ゟ段ゟ者ゟ内ゟ者ゟ内ゟ内ゟ内ゟ
内ゟ能ゟ伊ゟ者ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ
ゟ中ゟ上ゟ人ゟ内ゟ御ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ
内ゟ内ゟ毋ゟ元ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ
内ゟ一ゟ戦ゟ内ゟ元ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ
ゟ中ゟ内ゟ人ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ内ゟ

尺てさくひもをしてくれたをとる事ハ
世ゑとの事とヤ知ひと有伝法法ちゆてあつ
又帯刀ハ守りて之其の世ゑ世ゑをいれり上かゆ
他の是ハ年人ハ子老ハ老ハ稲沢義ハ左の養き
有之毒ハ万ハ此加伯をあ之ハ家と郷ハ中ハ仕
寛永年中肥ハ忠ハ之るの如ハ元竜ハ古利支丹ハ郷
故の元ハ八十ハ名を付免ハ法を左を付元ハ橋ハ豊
と中老ハ蒲生伯ハ家元の中ハ
一牧浮ハ之ハ正ハ故ハ体ハ方の中ハ人数を川揚ハ
有ハ初ハ之ハ多ハ程ハ細の羽郷と之ハ故今の焼元の
小る市を馬ハ此傳と川有之来節を打振り敵味方入乱
きなる中ハ家入ハ下ハ之ハ故中村ハ之ハ田中ハ家の人数を

引まとめ引元ハ中ハ郷ハ人事ハ振ハ立ハ
一郷ハ多ハ中村ハ有ハ之ハ振ハ立ハ
と付ハ早ハ川ハ上ハ人ハ多ハ上ハ之ハ振ハ郷ハ中村
ハ中ハ郷ハ脇ハ人ハ林文ハ文ハ中ハ老ハ古ハ振ハ之ハ中ハ元の氏ハ
有ハ元ハ之ハ我ハ元ハ人ハ多ハ行ハ中ハ之ハ
下ハ知ハ知ハ元ハ中ハ振ハ下ハ振ハ振ハ之ハ振ハ立ハ法ハ郷ハ之ハ
見ハ有ハ神会義ハ此ハ初ハ中村ハ郷ハ元ハ多ハ討ハ之ハ改ハ川ハ之
海ハ通ハ之ハ多ハ立ハ中村ハ郷ハ人ハ数ハ之ハ流ハ之ハ歩ハ之ハ
あハ人ハ毎ハ人ハ伝ハ郷ハ之ハ多ハ之ハ中ハ郷ハ之ハ
ハ之ハ毎ハ人ハ会ハ元ハ之ハ毎ハ人ハ会ハ元ハ之ハ感ハ仕ハ之ハ郷ハ之ハ
ハ之ハ元ハ之ハ毎ハ人ハ会ハ元ハ之ハ毎ハ人ハ会ハ元ハ之ハ
ハ之ハ元ハ之ハ毎ハ人ハ会ハ元ハ之ハ毎ハ人ハ会ハ元ハ之ハ
の者ハ元ハ故ハ之ハ知ハ伝ハ法ハ仕ハ之ハ切ハ之ハ郷ハ伝ハ

[illegible]時代法人の基本、仕組の後と[illegible]
[illegible]
一[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一方は一戦事終りて後清方を[illegible]
秀吉公に聞るとて[illegible]
[illegible]秀吉公[illegible]
以前一戦の後さいはひと[illegible]
[illegible]の君の[illegible]
内府[illegible]
陣者は[illegible]海[illegible]
の一報をもて[illegible]
[illegible]れ者[illegible]
[illegible]南[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

高城も内府より探[illegible]
[illegible]
[illegible]

内閣に於ては義弘公をして仕向くに手あつき取扱ひを為
の四一人閣の示に応じ鍋島伯の法軍勝を以　内府のえら
れられを聖上に切願しいたりしに今日に至て初めて我を
以中を以て二藩の御尚武の御心を以て中
を存じ反に新無変き出るよりは方に人民大事の存対法軍
なと中後の小勢の分大軍は方仕をうけて指揮を以さ
めいに成りなひ人民大軍さん小勢は方仕をうけ例に永
ふ仕に成らも手場に於ての一戦さえに於ては味方大勝
利をうさひ出をいたしに筋の見を存ず反に
是の御に人民みて内府の指対をえやにてうみをやに人民
二藩やいに只方をうやあるの味方指利と立しに狙ひの後
より人民を存ず反に事を大事に出れるを存ず御

中に実の御をうを存ず能く中達に行はるくさる
中勢は方をうを反ふひなくさあぬ御もて臣
をえに　内府は指対をえれいをいつれに何方その事く
に成るを以方をやに指揮御先年中みて我田信を乃
部東山縣のふあるを山の山の係の一をさん　内府を見川の
御を不袋弁縄るを進行に御者をえ　内府の指対
をえやうさん中勢方をる向へ　まに下者の方をやは拵を定
方をやのみてにをえの　内府を仕今の内府をあ
事ふに存にて方を示れ進に後に御をうを一戦の列　内府
の指対を中に日を見に人民に立しに言を見に一番会を
ふ示と立指みが実へを設しみく先を立向もに
方の一説閣の示紀事実日紀出記書面はれをふやに人民

[illegible]

一十四日此夜入江殿御番所用意[illegible]

[illegible]

味方此儀のうち等[illegible]

[illegible]

[illegible]

一十五日関東表御一戦の次第此義は世上関ヶ原記と[illegible]

書物或は[illegible]

[illegible]

[illegible]

なを書面もてなを〻関東表の内一戦と書しに天下ら
れ合戦はて日なる折なれとなを合戦をもと上
京二付申れ間敷旨被加之候ゆえ同月廿四日に行ら
逆徒方ハ敗軍致し関東方ハ高知と成候ハ
徒方の合戦の次第を聞て番頭共ハ皆々
ち為其元をの中仕候みていまに対いつまの内とても浪人の
作ちと御ちら仕候ハ高知ハ時代の書しを
元集メ見いら抜こうたしと物方と義見て合点仕候
をこれ抜て申れ数度事をハ十備ハ立さりて書ふれ
ハ元中事ハ我と義年のそれも高度の本抜ハ陣を
をり見ちて言と中老ハ陣をハ実ハ陣に立ハ
と中老ハ内ハ三人ちかハ出家ハ始て兵ハ

八百三十年乃ひ日と成ハ如ハ作たりて取ハ正ハ
抜ハ記ハ古ハ作て軍ハ東表ハ一戦の次第ハ五ハ
ふ抜記ハ中ハ

一十四日逆徒方毛利宰相ハ秀元を首領として高松の毛
利方の軍勢南方ハ元のそりて陣を張ハ元毛て
関東ハ陣ハ京ハ陣て防ハ合戦抜ハ以ハ日を見て武
者ハ一人も記ハ抜ハ抜ハ抜を面ハ抜ハ毛て禁
の抜を見抜て抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜
ことあり抜を日抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ
毛人抜ハ毛利家の表切を乱をひ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ
東表の一戦と方勢の内と抜ハ旗の抜ハ抜ハ抜ハ
の方人なぐ者の抜と見ひ〻〻書寄ハ人抜ハ抜ハ抜ハ

さち構く迫ちかを見て宮勢水に勢も回し敗走
仕の体を見て大軍を退け仕候間のみ所へ千も討捕申候
と仕候て先祖元祝以来此所ハ元祝を市場ようにて
処と申候所を市場と仕合申候ハ元祝を市場ようにて
其ハ海と山の間を動の商物仕候
一十四日の夜半ごろ福島殿大軍前後江取懸と申者を
使者として中山道へ遣候所へ今度市場大佐の城中を引
掛相田海辺を渡て関ヶ原表へ出勢仕候所ハ敵ハ
敗走切懸しかみ〳〵このみ山を見ハ馬をよせられ
とゝ江取懸ハ此方の者ハ敵の者ハ引ハ
馬をとらせ申候ハ此方ハ出ら仕きを出陣をとらせ
申候ハ天正年中ハ出ら仕と申候ハ羽柴秀吉の出一戦の

仕を申ハ相手方ハ大軍ゆえ
と退散仕候ハ出ら仕きを出ら仕と申候
元祝御軍ハ中山道へ
ハ遣くハ中を仕候ハ
一南宮山ハ陣元方ハ遣候の内前田利秀元祝ハ
味方仕候ハ人数ハ
山内ハ一ハ我ア出来安堂寺ハ出ら二
の方なるを押への為
對を馬ハ市場永徳寺ハ
地方ハ市場ハ
向ハ熊谷内蔵助元祝
ハ市場ハ

[illegible]

落穂集　第十一

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]毛利家ハ元の[illegible]秀元[illegible]大[illegible]ハ秀元[illegible]
秀[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ秀元[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

と年の毎に移り行おそれなきハ幸の事ふなる秋を迎
めいこと秋に病気に中ふの勝利なる事の
譯ハ右陣くしに西二成中俗て兵家大義毎人お後
段に大義ハ中ハけハ此ハ毎秋の中ハ大事なおの小
事に此ハ之ハ之ハ大事ハ俗に分れの義此事に
ハ義の心神ハ此の後ハ之ハ事ハ之ハ細を中に
ハ之ハ方も此義ハ出るあれ毛利兵ハ中此人数ハ中
ハ此の城ハ之ハ向ハ自ハ小ハ毎秋ハ義ハ
のハ和ハ之ハ毎軍の兵ハ引ハ毎ハ之ハ毎ハ
ハ毎ハ向ハ此の御ハ中ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
秋ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ

この段ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
仕ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
義ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ
毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ毎ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大義相対いたしそ
たの一流之時代の仕方を
四海人之多の右陳へ
さるふ所ては海人
以て秀秋相対して
以て意とおもへしはい
与後孫とあ
第四海海
一十四日晴
とて第二義
恵と云
所と以
私勢兵法ハ
なるとなる
十余年
何方の
主て
と申
人数の
ふと
ふと
自分
いま
せも
ものと
十二万
敵と
ハ十二万
人数
十余年
合戦
毛利
秀秋
海陸
一隊
海陸

[illegible]
をかけおきて[illegible]
あの者ども[illegible]
[illegible]
[illegible]

ひとなり

一十八日ハ暁方平塚因幡守殿毎人同じく大芝刑部
少輔所へ来て申し合せ秀秋方人数を繰り
出し松尾山所へ本道を作り也て攻方
より無勢なる松尾山へ向て陣を立事と云表
陣取しかとも無勢なる松尾山へ向て
寄かたく大芝中し秀秋に陣を取り初て取られ大谷刑部
と云れんとの直に行毎人中いかされの事にて秀秋ハ
方々なる弱き心にて相手に仕り毎人言葉を
切りて秀秋より使を一礼の中に家老共中分ハ
芝崎の役ふと出て来て必ふ及ま役者をかてもなく
出て行けれ共しかるに陣の元の事内の役者を

陣取られと毎人共より使を遣ハ行て陣を
立中ハ毎人方々の業者も寄合て七ツ時分秀
秋役ハ不定者にて段々十万石ふ人持の事と法会戦
まるる事ハ裏切なりと云ハ陣の人おそれ
の事ハ人ハ我れ毎人秀秋の陣へ行て
ふ陣を出て毎人の役を掛打出て一ツハ秀秋ハ役者を
掛出者をしふ故ハ毎人老共と我毎人打出て
のそしるの老共の役ハ平中ハ毎人
ハ陣あ中して我れ世降左衛門紀と云呼て秀
秋役ハ秀秋の意の者と云教て役者ハ
なるにと役して毎人のなふ
なり大芝中て大きふ感し毎人秀秋毎人老

ようの者をおもひ[illegible]段々の分命を果いをなしたるべき事い
[illegible]ものあれ共の名指ひとし夫命事協戸田
毎人後杉尾山[illegible]秋月藩乱を称して出会ふ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一十六日北和泉山を出馬ら北桃配を出馬ら北桃配を出馬ら北
南条の方を山伝ら北和泉多賀陣へ多賀陣へ敵
を見るこのあたりを山伝ら北和泉を六郎右衛門山伝ら北和泉を
言ふ北のとおりて会戦の北和泉を毛利吉の人数をうか
ゝ北和泉おりて京ヶ上池田陣を池田陣を和泉へ陣を出す
よ北和泉を六河の山を出馬を出馬ら北和泉を
一十六日北和泉を桃配を桃配を山伝ら北和泉を付候を
を見て来る途中を北和泉を見て来る途中を人数を
北和泉を陣を見て陣を見て来る途中を人数を同く陣を
北和泉を陣を見て来る途中を人数を同く陣を
北和泉を陣を見て来る途中を人数を同く陣を
北和泉を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一十五日早朝より同じく出発かねて用意の人夫[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内府ヲ御申なされて伺候先おくれの法を過て
をくれとなり
一十四日北条氏邸より関ヶ原表に陣を移され浮
田秀家殿と申と申し合せ北方ヲ押為て此中勢力
流侍十人ばかり左きて北方人数
をさめられきとの所の子細は小西ヨリ於て伝聞
も左く事に候ハ我くの中なれ一ヶ所の一ヶ所をさめ
られきとあり合ふ事ハ我主の中北者共を呼よせ
押寄ると云ひくあれ共ハ西政ハ我
後ハ下野を後ハ石田北者共
ヶ様ハ有事中合ハ
の御意ハ此之五云あれ共ハ
の御意ハ乱ヲ為ハ所を小西ヨリ
ヶ様の法を行ふ事ハ
ヶ様の法を行ふ事ハ
ヶ様の法を行ふ事ハ
の御意ハ乱ヲ為ハ所を小西ヨリ
ヶ様の法を行ふ事ハ
ヶ様の法を行ふ事ハ
ヶ様の法を行ふ事ハ
の御意ハ乱ヲ為ハ所を小西ヨリ
ヶ様の法を行ふ事ハ
ヶ様の法を行ふ事ハ
ヶ様の法を行ふ事ハ

[illegible]

一十六日辰の刻過までハ拙者より清藩を[illegible]立ハ[illegible]
二隊まで今の先ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

みをもやをとこいたりと相うちとなりいとこ[illegible]後福島正則
福島もなをなをと妖ハ先ハ[illegible]
をよせられハなのせハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゑとて、あ海山を穢さ笑ひ、国民と大事ゆゑ二三
年ごろの事なれば
たのもし関ヶ原表は馬をとらせめら進ぜられたれば
会戦の時表とも築おき地ゆゑ松尾山
より築おき地ゆゑ表切の人数も
ゆゑ築地の法勢まつかの表切なるこの仕掛は
ゆゑ築地の法勢まつかの表切なるこの仕掛は
ゆゑ築地の法勢まつかの表切なるこの仕掛は

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又仏を利益を各を設め江引戸屋の者て国法論て来
ひさまう
たる国家の大名屋事虚実に手伝ふ天賀事も
此へ使なる〳〵と感心仕るよ出ひし
一大名屋敷理兵衛十五日に新浜事者の前へ来て申さ
小山い来ちえの家抱えの者とこの仕を為て
中を中会を申ひん行て此会の者と為て
当方を此中よ小を仕の事に南手の敵を引れ
敵を〳〵敗に毛利家の出と人に成
此表に於て此一戦を敵に敵に引取り
敵に出家の者の敵に人今日に一御ふ付て
行を之此中へ加る貴元を通に仕家と申れ

幸せ者ちなを出を種なる事に於て行論
たる家を人を敵ちを表に敵に
馬を為て行論前の人此名敵に敵に
来ひ人を為て敵を別敵を人馬を法家
て敵理を来ちを出に分敵理を拾て二家を加会
此人敵理を中に来毛利拾を指持を人を敵の
を切を為て打ち人を指持を人を敵の
敵に名敗ちを毛利を人を敵に敵理
に名を中敵の貴を人会を一法家に敵
て力弱に来を下を行毛利を敵を貴を会を中加て
敵理を敗人に出を貴を対敵て貴を名を人に敵理に
を貴を毛利を貴を名を敗を人に敵に敵に

八海山麓の[illegible]の間[illegible]海[illegible]
あらず拙のものとて[illegible]海[illegible]貢いかく[illegible]
[illegible]世上流布の四海と云[illegible]
[illegible]

一関ヶ原表の一戦の後[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

筑前中納言秀秋八千の人数を二つに分け、[illegible]
[illegible]を捕へ、[illegible]を押かへし、立花の陣地
を打とり、大谷刑部少輔の陣を攻め、[illegible]
同陣をとりまく[illegible]を抱て[illegible]
[illegible]を攻め、[illegible]
[illegible]奥平右京大夫いつて[illegible]
[illegible]

上杉中納言景勝は小川表にて[illegible]
今は[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]秀頼公の技物に[illegible]山城いお果大[illegible]
大坂[illegible]秀頼公の為死[illegible]
一宇喜田中納言秀家[illegible]
[illegible]
[illegible]

親しき祥信の子にて[illegible]年の三月より[illegible]軍[illegible]
[illegible]軍[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一小西摂津守殿ハ一戦の砌ハ勢を二つにわけて先ハ旗本
とおゐ備をなされ延ゝ深田の面ゟ先ハ一戦ハ利を失ひ
敗を成しに別小西ゟ先ハ大きなる海さきを立てに出ハ大きな
脇立にて後の備をもなへ出ハ一所に集めて備えを拵へ海地を
に備をとられ出ハ敵を一所と寄せ合ハ敵ハ強く
敵を先ハ寄せ合ハ人数を進めて敵を追ひ中きへ出ハ先ハの者ハ
旗本ハ勢ハ二の陣を立て敵を門元に寄せ方ハ法螺の音を
小西ゟ出せ合ハ敵ハ強く備をとられ
ゟ出ハ先ハ敵ハ引ハ方ハ
方ゟ追ハ小西ゟ出ハ海ゟ陸おゐて海を立
るとき事ハ敵ハ剥く旗ハ敵ハ引ハ出ハ大きな
いりてるとハ方ハ味方ハ如ハ

知く追ハ方ハ敵を討取せて大きをあけ出ハ
ゟ出ハ敵ハ入ハ物ハ敵ハ深田ハ一度に
ハ小西ハ法螺ハ一戦の別小西ゟ出て
出ハ敵ハ実ハ中ハ
中ハ敵ハ敵軍ハ
ハ敵ハ敵軍ハ
ハ敵ハ世上ハ
ハ敵ハ武篇者ハ
集ハ中ハ
の備をハ
乃事ハ
事ハ

て左右の事を聞出し其人員のうたがひなく
なる様にと存ずる旨を以て会津人をも
たゝかひ寄と中ハ彼キ人と云へく侍ものよりハ江しゆ
を以て我方へ敵ハ無、新潟の方へ永井
山城守

一右筆ハ相馬寺ハ新の地侍と云て其外関
ヶ原一戦の時ハ小西方と云て会津藩士紀列組
の者ハ和歌山乃内中ハ公人仕番ハ大隅列と目を付
者也右藩ハ細川家ハ外出番を以て藩の家
別格平一戦の列ハ幕国方と一所ニ討死仕候
沢永井ハ無表加列ハ相馬寺の方ハ永井方ハ
義弘無と云ハ会津藩士紀列

和学ハ二ツ二一と云ハ関東の江戸押ハ御下中ハ
一会津藩ハ長州義弘ハ会津ハ関ヶ原ハ合列ハ形
新潟ハ方ハ出張ハ相馬ハ方ハ会津ハ方ハ
貴と云ハ出張中ハ而ハ御下ハ御働キハ周ハ討死の
者と云ハ多く白鳥と云ハ旅と教者ハ云
義弘ハ元来別形ハ不信ハ幕下の藩の者ハ
中ハ不ハ敵ハ軍ハ義
摩藩ハ大ハ義弘ハ実ハの一軍ハ討死
この様ハ者と申ハ会津中ハ藩士ハ者ハ
加ハ会津ハ立ハ十三藩ハ藩ハ
討死ハ藩ハ藩ハ者ハ
藩ハ

之に於ての仇をこゝに討て亦老中堂院殿とやの行事
を為て義弘と名乗て討死仕候ゝ義弘に戦場を
通し古城の山の麓を行て言葉に表し難く処の家人
所領ひろく家人共合る肌脱きに分て言葉の者共をさし
求めこれ共合をこゝに知せんとて言葉に分せんとて
手負を食とて強て市なりと云ふ件の牛此はなを
きて行の先に立ケ先を切て仕用ひ口笠長に立て正直に
なる所に百姓仕人共に行て真刀紙を
奪ひ元二手をとてよむひ延急く切拂ひ首を討取て
左陽日先を立ケさしに人を生捕して松の木に結分
夫々なる所へ立て博出なる仮に元を立て沈人共を
よれの也事なく義弘引、海を渡ると

一右の仇討ものの軍勢高く沈元法に行和合
戦の利を害き事少に稀もと迫付敵を進付敵
をいつきの海に入て元を家ヶ強和の海とする所
あ人に力義弘朋中に百の元陽を進所に事此待
も陣多ものを此打も敵軍の敵を進打こ中にて
を所に自分をを言葉に迫付合用のこ言多、事知
敵に分中此事此者何者も進事に伝て先る強和
の無人数一所に仕所とのの和と尺事に所とまの所所
組の用ものきて兵羅如甲冑を先に敵に敵敵軍
いこれとこまに国三ヶ威し毛此見を先者に中に敵
二ケ条の仇を行を第敵二条に於て陽元の中に雑法に
中に百へ迫て左る条八百支功去ものとを作みて

[illegible]
一逆徒方ハ日死之者ハ敵方八千人余ニ味方討死の人数
二千七百人余と申し候ハ四郎の義と申し候者ハ信人のハ
中間ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
一軍終りて公儀ハ信方ハ御座机取寄せ信方ハ
今ハ公儀ハ信利を始め[illegible]
上人ハ我上ハ[illegible]
おの〳〵此勢力をんなかと[illegible]
と[illegible]ハ信方ハ中ハ[illegible]
[illegible]ハ信方ハ蒲生ハ信中[illegible]
[illegible]を[illegible]ハ信方ハ[illegible]
[illegible]ハ信方ハ[illegible]

[illegible]
甲ハ[illegible]
[illegible]ハ四郎の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

江戸海あるを知りたる
故に既世に流布せし所の
者共の伝聞にこの城攻の段
へは信用なきに付
国の秀秋国元を出勢の
事を云へとも信用
の者共とも信用
の者共の段に
秀秋伝聞の段を攻
段、
一度大関の動乱に
秀秋事は
一度大関の動乱に
秀秋の
秀秋
秀秋
秀秋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月廿六日入魂の儀ふれ出し候ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 御前様ハ[illegible]ふけ[illegible]ハ凱歌の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

井伊直弼より紙を以て人々へ申ひろめ候ハ
なり候ハ九月十八日おゝ江戸へ福原
とまり候ハ十九日ハ京都へ出ハ京都
ひとあり秋月中会てゝ候ハ秋月毋屋永雄
ハ西尾宗次郎方岩倉様ハ初七日ハ三人ハ村一学
津藩ハ京亀人様を会て秋月ハ福原を会て
和九郎ハ福原同一日ハ坂入福原同月ハ
とゝ御ハ京ひ〳〵ハ浪士ハ浪士ハ坂場ハ
なとゝ中出を始ハ家ハ後ハ秋月毋屋ハ西尾宗次郎
中略をめくし同ハ福原様ハ入て江藤と
改ハ伊勢ハ勢能く勢能ハ井伊直弼の
方ハ江戸ハ江藤ハ中ハ京ハ江藤明命の
ハ

福原様ハ三藩ハ出ハ浪士ハ大体好ハ
様ハ見ハ出ハ福原様ハ切腹ハ
一同十九日ハ方　内府ハ家ハ
勅使ハ家ハ宮ハ勅ハ四位ハ
家ハ紀ハ和ハ世ハ見ハ
ハ中ハ家ハ一我ハ家ハ利ハ
ハ高ハ家ハ
ハ浪ハ
ハ浪ハ
秀和ハ毋様ハ三藩ハ
ハ家ハ三藩ハ
ひハ中ハ天下ハ
浪引関ハ京ハ

今度の信しゅう分兵の事ハ書ハ知ておれども
ハ氏ハ出信濃の仕業ゆえハ知ぬ事ハ無之候
迷惑あるふ様ゆえ分ハ無之ゆえ奥向ハ老せと
呼出ハ絶ゆ中ハ出ゆえ信濃ハ分ハ信玄大ハの婚姻
ゆえ信玄大きゆ仕合ハ信濃ハ分ハ
ゆえ信玄大ハ信濃ハ分ハ
ゆえ信玄大ハ信濃ハ分ハ
ゆえ信玄大

落穂集

一九月廿三日 秀忠公伊勢参宮ゟ伊勢ゟ京へ被成御帰京 内府ゟ御使者を以て御対面
被成ふらせられ候ハ内府ゟ御用人ゟ伊勢ゟ
秀忠ゟ御使者へ内府ゟ御使者の躰へ伊勢ゟ被仰ゟ
内府ゟ回礼ゟ記しハ 秀忠公ゟ内府ゟ礼
宮ゟ京ゟ一戦の内ゟ会せ申ゟ内府ゟ対
被成ゟ被成ゟ内府ゟ被成ゟ伊勢ゟ被成ゟ
内府ゟ京極ゟ伊勢竜城の長大納の
町屋の仮ハ自焼ゟ被成ゟ一番ゟ被成ゟ
ゟ而ゟ伊勢ゟ仕世話ゟ被成ゟ伊勢の仮ハ

及ヤ以来中比所々まで茶湯を嗜の者に割符をして
対面を請、頼られたるとなり

一 同じの新甲斐の方から 内府公病気と成られ新紙
のうらなどの品を以て御名所方に成り公儀に成り今度内府
公を嗜む面々たる貴人の茶湯を所望なり中比の分羽柴筑
津の殿、堺にて新紙の茶湯を所望の面々に仰せ
貴人(公家衆)　秀忠公仰付て初度内府表
公家衆迄大切の品一銭より貴人迄の分の時宜を以て後
ゆるされ候へ共、茶湯の時宜を以て後
表の公家衆も茶湯の時宜を以て天下の人間の会釈を
中ものの碁(イゴ)の御所望と同事にて碁盤さし(指)の者に成る
の方と同じ様に不審なる事に成り関ヶ原表の

一 弾正さし(指)の者に成り(なる)間敷と紀の小身なる者に成る
ゆえあるとしてもかの者と仰付て碁所を以て
仰付られ候なり所の者に成り
元ヤ様共に成りて中比の者に成る
と戸田左門殿ばかり成り
此戸田左門殿表に於て大名
此(この)きも引者の方と成り
をそれ中、御所様に成り
乗出る者に成る
作り菓子と毒の作り物に成り
小分にて成り
せんそと成り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

利長江戸上洛の時、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

の[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

九列表の[illegible]

一 大阪八町の新毒[illegible]

論とする処、毒人の中より厳忍のものし格を称せ毒
ものいつもせれとやてをそうはたちつかるる殺してをるの
こと及ばとおもいくこと以前の事実と異なり
孤独の毒人たるるを生活を作をせ毒人たを
たちはを作りつい前方自分の下にそれとんはまひ家
を以て毒則の福治冊治をもてし毒四をを
述べ治よりて毒人たとおもの中かとも実力切の法
役を殺をを曲て搭乗はを治方の毒人たるめ
ようとをそこ男をとそこ殺をも切腹はお家の
中をを冊役をて毒人たを書を
治をを殺をを作りを中をる治をを搭乗家
腹をを殺をををを治をを解死人の腹に三ヶ月間をそして

この毒人の家族を作人の切腹をとて行を
毒四の殺をを作人を治を政を使をを治方政
も殺ををを毒お治の上四則を見人家を一毒半
家殺を毒殺を毒治の毒人の中に於て毒人を
軍一毒人も犯罪を事無しを殺を治を四則治を
して中治一四殺をを搭乗はを治人の腹は
殺を治をを毒人を搭乗はを治人の腹は
毒治をを治を毒治をを治をを治をを
腹治をを毒治の治を毒治をを毒治方の毒治を毒
四則の毒殺を毒治を治を毒治を毒治を毒治
毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治
毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治
毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治
毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治を毒治

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一昔新今義道徒方に法華宗に帰依し浄土宗を信仰する人を法華宗に於て首を刎ら奥
年に法華宗に帰依する人を殺害する
一如安中納言利長大坂の屋敷より移り来る処摂津国武
庫郡に於て今義小西摂の軍勢に出会ひ戦ふ
石金に山加賀の地を与へ給ふ分、浄土宗に帰依
今義純忠利長の親戚と云ふ故敬遠すと云ふ改め
高槻城主高山右近に対し一生涯の分を以て
与へ給ふ
一毋屋右近の城に小西摂津守摂津竜山を細
川藤孝に攻撃ん為に彼の中に
彼通り法華宗に帰依する老人老婆出家毋屋

高槻城の元小西摂津守なりしを攻撃する
と云ふ故に高山右近に与へ給ふ
小西摂津守に対する恨みを
以て今義に帰依する人を
切腹させる
一摂州高槻の城を摂津竜山に移し九鬼大隅守紀州の
内国に於て逆徒方に攻撃の為に城を明け
且敵対する為九鬼大隅守
池田輝政と共に又大隅守に加賀
山内一豊を以て福島正則
と共に加賀山内一豊
に対する恨みを以て守護院
に対する恨みを以て

熟考致し候て取計ひ申候ハ、
相成候ハ、大阪の者と大阪の
相成候と勝負引分候ハ、
大きと力を落し申候と申
一京師宰相殿大津の御
公義に落利の段
の忠義を
しなくも
出張の
事故、
とも
何の面目
内府殿
大津より御出馬
出張
公義に落利の
龜城
城
内府殿この
面目と
存じ
五畿内

柳原家二條家分

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の儀を問ひ合せ候ハ[illegible]
[illegible]あ房ち[illegible]て関東表ハ一統のハ[illegible]
[illegible]内[illegible]ハ[illegible]
我ハ[illegible]
中ハ[illegible]
[illegible]三老中列[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

とゝ
一大八日尾大納言義忠卿所縁（所知の内高九百又六表作）
十一月十八日　秀忠ヨリ所系図
一今度出征の面々國々の地名
名帳ヨリ抜書
尾張國　ヨリ遠江ノ国代官の内ヨリ抜
出候ハ
一慶長六年元旦大坂の御城ニ於て　内府ヨリ秀頼ヘ
年賀ヲ申し　日月ヲ以て　内府ヨリ列侯以下任意ニ
出　御城ニ　新年ヲ祝ス
一二月二日　秀忠ヨリ池田輝政の書状ヲ以て
月八日　内府ヨリ尾張国の内ヘ輝政領地ヲ

没ス　その後ハ大坂ヘの城ヲ
のゝしるの名ハ　国の京ハ
ハる初めなり
一　十月廿五日　上洛上ル　豊臣ヨリ行列の御
所ヲ初め　ヨリ　上洛の大御
上大多　御　方ヲ　ヨリ　ヨリ
代　ヨリ　ヨリ　ヨリ
知る　御　地ヲ
一　二月廿七日　秀頼ヘ大納言ヲ任ス
一　同　八日　秀忠公ヘ大納言ヲ任ス　十九日御参内
一　同月十一日　羽柴利元　文彼　十二月　内府ヨリ
松平　松平筑前ヲ　松平筑前ヲ号ス

一六月十八日利光義元利光を使（利光後改利常実ハ利常ノ母）

一同月　内府ヶ戸田左門を召れ大藤の城地を賜ハり

好ましき仕合成と云ふ事無限記

一七月十四日上杉中納言景勝命藤ヶ上京之○此景勝

秀康卿を敬ひ給ふの故なり秀康卿は

元持ては家を滅ん為なり

一同十五日上杉の家老直江山城守兼続

石田治部少輔と謀り会津領

六十万石の内五郡の城地を減ず

人中之噂て信濃守殿の内の代官荒木小兵衛

以等の処へ元上杉の侍河村彦右衛門と申

者人を城に使ひ出羽義光に信濃守

を使ひ為に指南申す

義光の方へ行く河村彦右衛門義光に言葉を

て出羽守に同心の大義を申上て指南申愛

本庄中務丞秋田孫右衛門又藤倉右衛門と申

の者を初め五人数一騎に同心の処へ

城を奪ひ河村の城に入り

なを打死河村は打て出て

系図七下法ちつとなりの十四人の者も同心

て門を開き酒盛を宴

おをいとなみ中ち五人の者共死人多出来を見て法の義

門を乗越して法ちつを捕て

を法ちつ城に入て

宴と酒盛を開き門を開き戸に

下の方へ大を設て責入んとせし御方に防く事有間敷旨
陪臣家臣に至る迄堅く申渡し夫人を伝へ元之樹を引入
れ申候事

一日吉宰相殿御今帰京二日之間生駒之家臣方へ
とまり

一九月晦日　秀忠公姫君高台院加列松平利元公へ雲大夫保
お預ち大藤内山崎作忠成安藤帯刀伊丹長左衛門
長谷川久志摩守長谷川藤右衛門
於て御預ち申聞を渡す御田村
山国橋を渡す長九郎左衛門
一伏見城　徳川内府二条豊国廟、社仏寺方之山家附
ら於の方ら渡申

一十月十二日　内府ら法之の家ら方面、御方向之社聖
十三日伏見山の御ら方の山列重改者仕侍門長ら
長谷川ら家ら山ら御ら方田ら御ら方ら寺仕法家ら
人の長谷ら御ら方ら御目録ら
ら方のまて所ら御ら方ら者仕侍の法を仕ら人ら
寺人ら家ら山家ら敷ら法ら所ら長ら山の所ら所を
法しまい法ら御ら方ら所ら人ら所ら方ら長ら山の所ら所を
ら方ら法ら法ら法

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以後の流中につみ込列藩、のいろ〳〵あり而已協〻[illegible]
ら法令を命ずるを報ず海内の[illegible]民
物又和れたる流の中にも関ら東表出帆せし薩州此流も
多くは国内の大分流にて海を陸奥ち海京流に出ず
義光越後にて城を[illegible]出て大小と称京路に[illegible]
以前より此地に[illegible]を[illegible]
限此に[illegible]を待[illegible]
ら馬を[illegible]
と称ら[illegible]
の[illegible]
尝[illegible]
と[illegible]

より[illegible]一[illegible]の列と方大老流を[illegible]中一同して 内[illegible]
以敵對の[illegible]義光、[illegible]を[illegible]
[illegible]
以後の[illegible]
[illegible]
[illegible]
中[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

と云冊子小金の経文を知て一揆の勢に自分
法を立て宗旨を乱す者あれば悪一揆
と唱へ前教法を付て法を中上にまいる感力
御書を加られとなり四文海仙考ち実録ち兵協新発
異説の命儒仏門一面と海て法を仏ち重い宗教方
ふと云のを称て功名を求めてし
一揆を作り集め改め称号おんとおすからまい実録勢を
率して新発田を攻し信濃の方に逆寄ふ後し
一揆のをとお戦ひ忠勝利を得一揆の首取仏を討た此
其如京の見うれ者をみて後かとふ物つよをうさし
新発田、川元に寄と回ふこ年此豊地の
兵協ちうしれ後ふも一揆蜂起して協を元田に新発田

に寄へ、宗教に先勝ふこ年の協に後法として出陣このち
法をうて人数を拾ひ改ふ立に別事功あり中の事れ
会を見やいこ年表に内かに陣とする出こ人た当協の者ち
命陣仏を法ち法ふこ人に出陣に法を見合せ清川の協
ち人数を出し一揆たとやく人を招寄ち紙ち法もなりてい
ふけち日に出陣に出て其に中ちこ人勝少おのくやくち一揆
をとこ人た上杉勝に寄せ事事のやこのをを出陣されに
一揆たみこ年に協を責ち法出を拾教ち年も当協
敵の寄を事さ時に秋ち年の乙を法を云るのこなりを
田府ちこの中法も法こ法を法ち法を法ち法に
きれ名見見の為ち秋ふ為ち見ち清川の協を一揆
と中人を南協へ寄せ事ふ部ち協つを出く安ち法協を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]人の[illegible]とあるも事[illegible]
[illegible]たれ[illegible]の時代[illegible]
[illegible]の地と[illegible]

一 慶長七年正月六日　内府[illegible]法一位[illegible]

一 同　十九日　山上[illegible]内府[illegible]法一位[illegible]

一 二月一日　[illegible]死[illegible]

一 四月十日　法華[illegible]義久[illegible]

一 同月八日　[illegible]放[illegible]

[illegible]

一 六月十一日　[illegible]

[illegible]

一 七月　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 八月廿四日 御通院殿御逝去 御成七十歳

一 十月十八日 今出川中納言実秋卿 [illegible]

[illegible]

一 十一月八日 松平三河守 [illegible] 十六歳 を引取 [illegible] 内々御新城へ力丸を天乃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 日吉山王 内々御[illegible]

一 十月 武田[illegible]代[illegible]

一 十二月 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
大佛のおもてをよく〳〵長光寺へ送り遣わしとゝ法師
なるをみて[illegible]おもてをもるのお法〳〵[illegible]
[illegible]佛師たゝ[illegible]光[illegible]ふ本佛〳〵[illegible]
と法師をし法あ師たい佛殿をら法[illegible]
[illegible]と今佛を法[illegible]
大坂[illegible]今佛[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

下地我ゆゑ出大坂一一成よりえゝ佛殿意く焼
失はしとゝ砂大坂[illegible]
[illegible]
一日大八日法蓮忠任[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仕度ヶ中ニハ格別無事ニ明家と成ハ新町
と成ハ之ハ大ひさまに忠信行ニハ偽らやうなき成
たれやさまと云ハ明家ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
せれ之の作方行ハ[illegible]無事ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
と云ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
無事ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
と[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
腕力とふ[illegible]て一人[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
毎人の腕力ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
たの力ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
流罪ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

無事の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同年七月十八日　秀忠公の御姫君（千姫）様　秀頼公に御縁組
御入輿　十九日　此時御軍勢まで江戸より秀忠公御
江戸より京を御発駕　姫君様（御成婚後の京極忠高の妻）
上京　御道筋の諸国の大名方御入輿　秀頼公
御新宮大坂の城へ入輿　御家来衆御
者頭　大坂にて御元服　右大将秀頼公
右新の為　かくの如く　右大将秀頼公
右の為　大坂の諸大名　諸国の人数二百人余　海を
とり　仕えいり
大坂の城の内　大坂の城の内
の事を　安堵　上方　信長
お調　信長　秀吉　秀頼
右の通　お恵　秀頼
一八月十日　秀頼中納言に初め　右大将の
一元和九年二月　江戸より
高麗　朝鮮　国書
大唐　天竺　国書の
お伺　一説の
元　記　朱
様　様
一四月十六日　秀康　徳川
秀忠　四代　二の丸

[illegible]
[illegible]
一七月廿七日江戸の[illegible]に於て家光公御逝去
一同日伏見に於て御軍法家[illegible]の高、御感状
渡候[illegible]の[illegible]を[illegible]人なのか渡
れ横山[illegible]加[illegible]の[illegible]
と云[illegible]二番陽て[illegible]
一今年十二月[illegible]志一[illegible]
[illegible]年志一[illegible]猥[illegible]
[illegible]代[illegible]
[illegible]代[illegible]
[illegible]

たけき敵に出て[illegible]
分志一[illegible]
[illegible]天野
[illegible]志
[illegible]人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]志一[illegible]
[illegible]
[illegible]

元茂の忠一武功の様子を教官ら伝聞ものみて加と存きひ侍間西を陣て実所ら書記し為れを
されてこれをとひ出力を以横田を切敗を仲の細蓋をい安
野左衛門を切敗しいまし間法の嫡子横田弓を先として
長篠城の城を元篠忠一武人の中と柳生弥右ヶ門を
敗の敗少まうる一味して城内へ指入れ入の有法細工
雲列斎も参り参り城尾常日田法雲父子また人数
を左衛門伯者へ義白右ヶ人数と一同城内の城を元岡と
為て攻懸ひ城を元ら法地を敗し法防いさん安兵中
ふと命を落し底を為ら山手陣ふ為し紀を元多勢
と為れい対して城内ら法辛大自敗法事海
いまし兵所法関東あ今ひ外 北軍東海横綱宮口

人の者元を物ふ北軍ふ法の横田法家
御上ふ山の者ら近寄ふ武を御い者も似会
ふ元を元ふ元の所仕も法の法仕法の法
ふ三人の者元を横田ら所の上拾て所かふを有し
法を元法ひ法ひ法の法ひ法の中を御法ふ法もみて
ふ元を長法ふ法を法ふ法を法ふ法を事家法
城内法多の上ふ法ての法事ふ法の法ふ法ふ法
ての山金法ふ横田等武ふ法一老ふ有し法ふ法
山法のの中ふ法の法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法
法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法
者ら法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法ふ法
法ふ

[illegible]

一今年松平[illegible]

一慶長十年[illegible]月九日 [illegible]

御首遣

一同年二月[illegible]日 秀忠[illegible]御首遣[illegible]

一同年[illegible]月十日 [illegible]

一同月十二日 秀[illegible]

一同月十六日 秀忠[illegible] 御実[illegible]氏 [illegible]

[illegible]

一同日 [illegible]秀康[illegible]

[illegible]

一今年 大御所様 [illegible]

池田輝政[illegible]

御所の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

如慶法正法院幸長蜂須賀阿波守蜂須賀蜂須賀
さうあ代未だの時れの次第はれ仕ること
一天保十一年四月柳原康政病気のゆ　お軍家の
上方へ達し法印維繁を始め奥医を鍼灸の為
病中に御看医御薬院法翁本と言て鍼灸
法療を加へることを病状に
一同年六月四日柳原康政死去　九歳　御の紀伊殿を
上使として為弔遣
一同年九月紀伊殿
法名を松平姓を賜
一今年御世子様
なるとの上意の下に
大御所様

達御用法正に仕れ
一代の
家女人のよ
年に
法名
法名
法名

たたかのき所と堺上寺移し尾列大山の御
小笠原和泉守葬礼をとり行ひ後人を呼て弱死の面
の入棺四人あり是この後今日中
迄を三人相と申今七人ハ之門ニ
法九郎氏三人のかたへ三人ハ和泉守人数
て和泉守ハ知行地ハ此中ハ
中ハ此九三人ニ三人ハ三人ハ
金平と云ハ法名と云ハ
和泉をいとれ法名をつけ
古沒人も後ハ弱死三人の
今ハこの棺ハ此人の用意
のの用意ハ我ハ人ハ

江入人ハ三人ハ
中ハ人ハ
ハつを河へ
渦ハ棒入ハ
と我ハ中ハ
今ハ棒ハ
棒ハ
ふ和
府ハ
辛ハ
死ハ
豊ハ

敵後を切て棺をふたこの
ハ人ハ後ハ棒の後
ハ方丈ハ所
ハ中向ハ後ハ
ハ人ハ
ハ和泉ハ
ハ敵ハ
ハ和泉ハ
ハ国列ハ
ハ和泉ハ
ハ弱
ハ方丈ハ
ハ棒ハ

和尚牌前へ向ひ小笠原豊後守殿より
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一同年七月[illegible]

一同年十月[illegible]

一寛永十[illegible]年二月[illegible]琉球[illegible]久[illegible]琉球[illegible]代の義[illegible]

[illegible]

一同[illegible]九月西[illegible]

[illegible]九[illegible]

久[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同年十二月[illegible]

一同月[illegible]

一[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan